



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024年10月3日(木)

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されます

「フリーランス」と「発注事業者」

令和6年11月1日に施行される「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の目的は、以下の2点とされています。

- ① フリーランスと発注事業者間における取引の適正化
- ② フリーランスの就業環境の整備

法律における「フリーランス」と「発注事業者」の定義は、以下の通りです。

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

従って、従業員を使用しているフリーランスや、消費者相手に取引するフリーランスは、この法律では対象外となります。

発注事業者のフリーランスに対する義務

フリーランスに対する下請保護の性格が強いのですが、この法律によって、発注事業者がフリーランスに対して以下の義務が生じることになります。下請法と異なり、発注事業者に資本金などの区分はないため、注意が必要です。

義務項目	具体的な内容
① 取引条件の明示	取引条件を直ちに書面等により明示すること
② 期日内支払	60日以内の期日内支払
③ 禁止行為 ※1か月以上の業務委託に限る	○受領拒否 ○報酬減額 ○返品 ○買ったたき ○購入・利用強制 ○不当な経済上の利益提供の要請 ○不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集の表示	虚偽や誤解与える表示の禁止など
⑤ 育児介護への配慮	6か月以上の業務委託の場合、育児介護等へ配慮
⑥ ハラスメント対応	フリーランスに対するハラスメント防止措置
⑦ 中途解除の事前予告・理由開示	・6か月以上の業務委託は30日前までに予告 ・解除理由の開示義務

なお、業務委託契約であっても、実態が雇用の場合、「労働者」として保護されます。



フリーランスも大事にしてください!